

令和2年度三豊市都市計画審議会（第2回）議事録

1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年12月22日（火曜日） 10時00分～10時50分

(2) 場 所 三豊市役所 危機管理センター 201・202会議室

2. 出席者委員

1号委員

紀伊 雅敦、清水 幸一、土山 修身、島田 美和子

2号委員

田中 一彰

3号委員

堀江 博、真鍋 貴臣、田尾 亜希子、吉田 美和子、高橋 寛栄
(委員以上10名)

4. 欠席委員

佐治 康弘、片松 正樹、新延 修

3. 事務局

三豊市建設経済部 審議監 続木 淳二

都市整備課 課長 大平 孝治

主任主事 太田 貴文

課長補佐 真鍋 裕亮

主 事 五反田 知穂

5. 審議会の成立確認

2分の1以上の出席により成立。

6. 議事録署名委員

堀江委員、田中委員

7. 開会

10時00分

8. 議事

議題① 三豊市都市計画マスタープランの見直しについて

(1) 事務局より内容の説明

都市計画区域の再編について

- ・現在の都市計画区域（豊中、仁尾、詫間の一部）に加えて、三野町全域と高瀬町の一部（高松自動車道より西側）を編入した区域を三豊都市計画区域として再編する。
- ・令和3年5月31日に香川県が公告予定。
- ・市民向けに広報みとよ11月号で周知済、関係業界団体向けに説明会を開催済。

都市計画マスタープランの概要について

- ・位置づけ（都市計画法18条の2第1項に規定する都市計画の基本的方針）
- ・三豊市第2次総合計画や香川県都市計画区域マスタープランに即して策定される。

前回からの変更点

- ・都市計画区域の再編
- ・総合計画の変更に伴うまちの将来像の変更
- ・まちづくりの目標の変更

今後のスケジュール

- ・現在の素案をもとに、審議会協議結果を踏まえパブリックコメント案を作成して、令和3年2月にパブリックコメントを実施する予定。
- ・パブリックコメントの結果を踏まえて第3回の審議会で答申をいただく予定。
- ・議決事項であるため、6月議会の議決後に公表予定。

(2) 質疑・意見

(高橋委員)

今回のマスタープランについて、土地利用を基本としているもので、効率的かつ現実的で、限られた予算の中で運営していくには、よいのではないかと思います。2040年を目標年としており、「One Mitoyo」として均等・平等からの脱却をかかげているが、依然として市民は町単位での意識があり、市民の意識を変えていかない限り、平等からの脱却は難しいと感じる。このマスタープランと同時にアクションプランなどを作る予定はあるのか。

(事務局)

説明の順番は前後するが、この都市計画マスタープランと同時に策定を進めている立地適正化計画というものがあり、市内各町の7つの拠点の中から、詫間地区・高瀬地区の2ヶ所についてのより踏み込んだ形の計画は策定予定である。

(高橋委員)

この都市計画マスタープランと別で観光系の部局が観光計画のようなものを定めていると思うが、庁内の各計画を統括するような計画は策定しないのか。

(事務局)

説明のなかでも触れたが、各計画が市の最上位計画である総合計画に基づき定めている。本計画また立地適正化計画を策定する上で、各部局が予定している施設や事業について聞き取りを行い、整合性を取っている。

(高橋委員)

拠点については無理に各支所でなくてもよいと感じる。例えば、財田の拠点は支所でなく、たからだの里などでもよいのではないかと。

(事務局)

各町のシンボリックな場所として支所を中心に拠点としている。今後のまちの移り変わりで変更も検討する。

(清水委員)

このマスタープランを市民は見ているのか。

(事務局)

まだ公開していない。2月にパブリックコメントを行う予定である。

(清水委員)

高橋委員がご指摘のように「均等・平等からの脱却を図る」という言葉はかなりストレートであり、言葉だけが先走らないように市民への丁寧な説明をお願いしたい。

(紀伊会長)

都市計画マスタープランとは、県全体また三豊市で人口が減少していく中で、どういふ風にまちづくりを進めていくかという方針を示したものである。三豊市の中で保たなければならない機能や近隣の市町村と分担しなければいけない機能、さまざまだが、均等・平等からの脱却を図るという表現は、都市計画区域外の地域を見捨てるという訳ではなく、区域外とのアクセスをきちんと確保して暮らしやすいまちづくりを実現していくというのが三豊市の方針ではないかと思う。そういったことが市民に十分伝わると良いと思う。

その他① 立地適正化計画の策定について

(1) 事務局より内容の説明

立地適正化計画の概要

- ・多極分散ネットワーク型のまちづくりを進めていくための指針
- ・都市マスの高度化版、都市計画区域が立地適正化計画の区域となる。
- ・立地適正化計画は、都市整備事業を行う上で国からの支援を受けるための一つの要件となる。

誘導施設と区域について

- ・都市機能誘導区域と居住誘導区域の説明
- ・区域の決定理由（都市計画区域内 5 つの拠点について都市的土地利用の現状・将来見通しから検討、総合計画に記載されている具体の施策や事業との調整などの優先度から検討）

届出について

- ・策定後は動向把握を目的として誘導区域外で一定規模を超える開発及び住宅新築は届出が必要となる。

計画策定に関するスケジュール

- ・都市マス公表後の公表となる

(2) 質疑・意見

(真鍋委員)

誘導に係る具体的な施策はあるのか。また、詫間の居住誘導区域付近を見ると、道路幅員が十分でない地域がある。このような地域の建て替えなどの手当ては検討しているのか。また、今回高瀬と詫間について誘導区域を定めるということだったが、ほかの地域はこのような計画はないのか。

(事務局)

都市機能誘導施設を設定し、施設を集約化することで、人口の維持につなげたいと考えている。誘導施設については庁内会議にて検討中である。誘導区域については立地適正化計画が都市計画区域内に設定することとなっているため、7町から財田・山本を除いた5町が対象となる。さらに都市将来像の図に記載しているとおり、詫間・高瀬・豊中を都市拠点と位置付けている。その中から、土地利用状況や総合計画に記載されている詫間支所周辺及び高瀬駅周辺の整備方針を勘案し、詫間と高瀬を誘導区域と設定している。豊中町については、一部ゆめタウンなど商業的な土地利用は見られるものの、面で見ると農地が混在しているところが多く、詫間・高瀬と比べると、都市的土地利用が進んでいない。今回の計画の対象とはしないが、今後検討するべきところと認識している。

(紀伊会長)

委員の方からご質問があったとおり、現段階では立地適正化計画を策定することでどのようなメリットがあるかわかりにくいし、制度としても届出で少し抵抗をつける程度なので、今のところ厳しい制限があるとはいえない。ただ、そもそもこれまでの都市計画の考え方とは、人口が増加していく中で無秩序な開発などの問題をコントロールするための規制を入れていくというものだったため、人口が減少している地方自治体にうまく当てはまらないものだった。そうした地方自治体向けに考え出されたのが、この立地適正化計画制度だと思う。従って、制度自体もかなり動いている状況であり、今後、立地適正化計画で指定した区域に対して、国や県がいろいろな支援制度を作っていくのではないかと思う。この立地適正化計画とは、三豊市として詫間・高瀬の誘導区域を都市機能的な中心地に想定するという方針を示したものになるのではないかと思う。

その他② 今後のスケジュールについて

- 令和3年2月 三豊市都市計画マスタープラン（案）パブリックコメントの実施
- 令和3年3月 第3回都市計画審議会（案の答申、都市施設の名称変更）
- 令和3年6月 三豊市都市計画マスタープランの議決
- 令和3年7月～ 三豊市都市計画マスタープランの公表

11. 閉会

10時50分

審議内容について相違ありません。

三豊市都市計画審議会

議事録署名委員

田 中 一 彰

議事録署名委員

堀 江 博
